

(設置)

第一条 本会に、マナー・ローンダリング対策相談等窓口(以下「相談等窓口」という。)を置く。

(目的)

第二条 相談等窓口は、弁護士、弁護士法人、外国法事務弁護士、外国法務弁護士法人及び弁護士・外国法事務弁護士共同法人(以下「会員」と総称する。)が犯罪収益の移転防止等職務の適正を確保するため、会員から相談及び情報の提供(以下「相談等」という。)を受けることを目的とする。

(相談等の対象)

第三条 相談等窓口の取り扱う事案は、会員が依頼者の本人特定事項等の確認及び記録保存等に関する規程(会規第九十五号)第六条の依頼の目的又は第八条の預託の目的が犯罪収益の移転に関わるものであると認められた事案又はその疑いがあると認められた事案とする。ただし、次に掲げる事案については、この限りでない。

- 一 本会又は弁護士会の資格審査会に係属し、又は係属していた事案
- 二 本会又は弁護士会の懲戒の手続に付され、又は付されていた事案
- 三 弁護士会の紛議調停委員会に係属し、又は係属していた事案
- 四 弁護士法(昭和二十四年法律第二百五号)第七十二条に規定する非弁護士の法律事務の取扱い等の禁止等に関する調査を行う弁護士会の委員会等において調査手続に付され、又は付されていた事案
- 五 前各号に掲げるもののほか、前条の目的に照らし、相談等を受けることが適当でない事案

2 相談等窓口は、前項に規定する相談等窓口が取り扱う事案につき、当該会員から適切な対応等に関する相談を受け、回答若しくは助言を行い、又は犯罪収益の移転防止等に必要情報の提供を受ける。

(相談員)

第四条 会長は、弁護士登録の期間が五年以上である弁護士のの中から、相談等窓口の相談を担当する者(以下「相談員」という。)を選任する。

2 相談員の人数は、細則で定める。

3 相談員の任期は、二年とする。ただし、他の相談員の任期の途中において選任された相談員の任期は、他の相談員の残任期間と同一とする。

(相談等責任者)

第五条 会長は、細則の規定に従い、相談等に関する責任者(以下「相談等責任者」という。)を指名する。

2 相談等責任者は、細則の規定に従い、あらかじめ相談等責任者代行若干名を指名することができる。

3 相談等責任者代行は、第七条に規定する相談等責任者が関与できない事案であるとき、相談等責任者に事故があるとき、又は相談等責任者が欠けたときは、あらかじめ相談等責任者の定める順序により、相談等責任者の職務を代行する。

(相談等の申出)

第六条 会員は、第三条第一項に規定する相談等窓口の取り扱う事案について、相談等の申出を行うことができる。

2 相談等の申出を行うおうとする者は、本会に対し、細則で定める方法により、相談等の申出を行うものとする。

3 本会に対して相談等の申出があったときは、本会は、相談等の申出を行った者(以下「相談等申出人」という。)の氏名(職務上の氏名を使用している者については、職務上の氏名をいう。)又は名称、登録番号又は届出番号及び連絡先を確認の上、速やかに、相談等責任者に相談等の申出があった旨を連絡する。

4 相談等責任者は、前項の規定による連絡を受けたときは、速やかに、当該相談等に係る相談員(以下「担当相談員」という。)を指名する。

5 前項の規定にかかわらず、相談等の申出が情報の提供であり、相談等責任者において相談員による内容の確認等を必要としないと判断するときは、担当相談員を指名しないことができる。

6 相談等責任者は、相談等を対象外相談等(第三条第一項ただし書各号のいずれかに該当する事案に係る相談等という。以下同じ。)と判断した場合には、担当相談員を指名せず、又は相談等を受けないことができる。この場合において、相談等責任者は、速やかに、その旨を相談等申出人に連絡するものとする。

(関与できない事案)

第七条 相談等責任者又は相談員は、自己又は自己の配偶者若しくは三親等内の親族に関する事案に関する相談員の指名又は相談等に関与することができない。

(相談等の実施)

第八条 担当相談員は、細則で定める方法により、迅速に当該相談等に対応するように努める。

2 担当相談員は、当該相談等が対象外相談等であると判断した場合には、当該相談等を受けないことができる。この場合において、担当相談員は、速やかに、その旨を相談等申出人に連絡するとともに、相談等を受けないこととした旨を相談等責任者に報告するものとする。

- 3 担当相談員は、必要と認める場合には、相談等申出人への対応に関し、相談等責任者と協議することができる。
- 4 担当相談員は、相談等終了後、相談等責任者に対し相談等の概要を遅滞なく報告するものとする。
- 5 相談等責任者は、会長に対し必要に応じて第六条第三項に規定する相談等の申出の内容及び前項の相談等の概要を報告しなければならない。

6 会長は、前項の規定による報告の内容を、相談等申出人が特定されない方法で、他の会員への注意喚起、弁護士業務におけるマネー・ローダリング危険度調査書への反映その他犯罪収益の移転防止等のために利用することができる。

(秘密の保持等)

第九条 相談等責任者及び相談員並びに本会の役員及び職員は、相談等申出人の氏名又は名称、事務所の名称、相談等の申出及び相談等の存否及び内容その他の職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(信頼関係の保持)

第十条 相談等申出人並びに当該相談等に関与した相談等責任者及び相談員は、互いに、相談等の申出をしたこと及び相談等を受けたことによる信頼関係を保持するよう努めなければならない。

(免責)

第十一条 本会、相談等責任者、相談員並びに本会の役員及び職員は、相談等申出人に対し、相談等に関し相談等申出人に対して行った回答、助言等につき何ら責めを負わない。

(細則)

第十二条 この規則を実施するために必要な事項は、会長が細則で定める。

附 則

- 1 この規則は、令和六年四月一日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 施行日から国際的な不正資金等の移動等に対処するための国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法等の一部を改正する法律（令和四年法律第九十七号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日までの間における第三条第一項の規定の適用については、「依頼者の本人特定事項等の確認及び記録保存等に関する規程」とあるのは、「依頼者の本人特定事項の確認及び記録保存等に関する規程」とする。
- 3 この規則の施行後最初に選任される相談員の任期は、第四条第三項本文の規定にかかわらず、令和八年三月三十一日までとする。